

【ウクライナ危機】ロシアの SWIFT 排除と代替決済ネットワークについて

総務部 兼 事業部 部長 蔵納 淳一

junichi_kurano@iima.or.jp

ロシアのウクライナ侵攻に対し、さまざまな金融制裁が発動されている。ロシア中央銀行の外貨準備口座の凍結、SWIFT¹（国際銀行間通信協会、Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication の略）から大手や中堅 7 行²と親ロシアのベラルーシ 3 行³の排除、さらにビザやマスターといった最大手のクレジットカード会社、リテール決済サービスを展開する Western Union や Paypal といったフィンテック企業も事業を停止している。米国は、4 月 6 日に追加制裁処置として、ロシア最大手の国有銀行ズベルバンク（含む子会社 42 社）と、民間金融機関として最大のアルファバンク（含む子会社 6 社）を米財務省の外国資産管理室（OFAC）制裁対象者（SDN）に指定し、資産凍結や米企業との取引停止を発表した。本邦でも、3 月末から各金融機関がズベルバンクとのドル建て取引の受付を停止している。現時点では円建て取引は可能との認識であるが、今般の米国の規制強化を受け、足並みを揃えて全般的に取引を停止する可能性も考えられる。

西側諸国の経済制裁が更に厳しくなっている状況下、ロシアの貿易取引等の決済に影響が及ぶことになるが、エネルギー関連の取引や国営ガス大手ガスプロム傘下のガスプロムバンクとの取引は現時点で対象外となっており、引き続き欧州が天然ガスの輸入に依存していることなどに配慮したものと思われる。BP の資料によると、2020 年におけるロシアの天然ガス輸出先（LNG+パイプライン）は、対欧州が全体の 75%超を占めており、特にドイツは全体の約 1/4 とその依存度が高いことが分かる。SWIFT によると、2022 年 1 月の SWIFT における決済通貨は、ドルが 40%、ユーロが 36%と合わせて 7 割以上のシェアを占める（人民元は 3%強、ルーブルは EU 内でも 0.2%程度）。また、IIF（国際金融協会）のレポート⁴によると、2021 年のロシアの貿易決済におけるドルのシ

¹ SWIFT は 200 以上の国や地域で、11,000 以上の金融機関を繋ぐ金融メッセージプラットフォームを提供。資金や口座の管理は行わず、金融メッセージの通信サービスを提供している。

² Bank Rossiya、Promsvyazbank(PSB)、Vnesheconombank(VEB)、VTB、Bank Otkritie、Sovcombank、Novicombank

³ BELAGROPROMBANK、BANK DABRABYT、DEVELOPMENT BANK OF THE REPUBLIC OF BELARUS

⁴ [v1_SANCTIONS \(iif.com\)](#)

ユーロのシェアは 55%、ユーロのシェアは 30%に上っており（ルーブルは 10%程度）、仮に SWIFT の制裁対象がズベルバンクを含む 300 を超えるロシア金融機関に広がることになれば、大きな打撃を被ることになる。

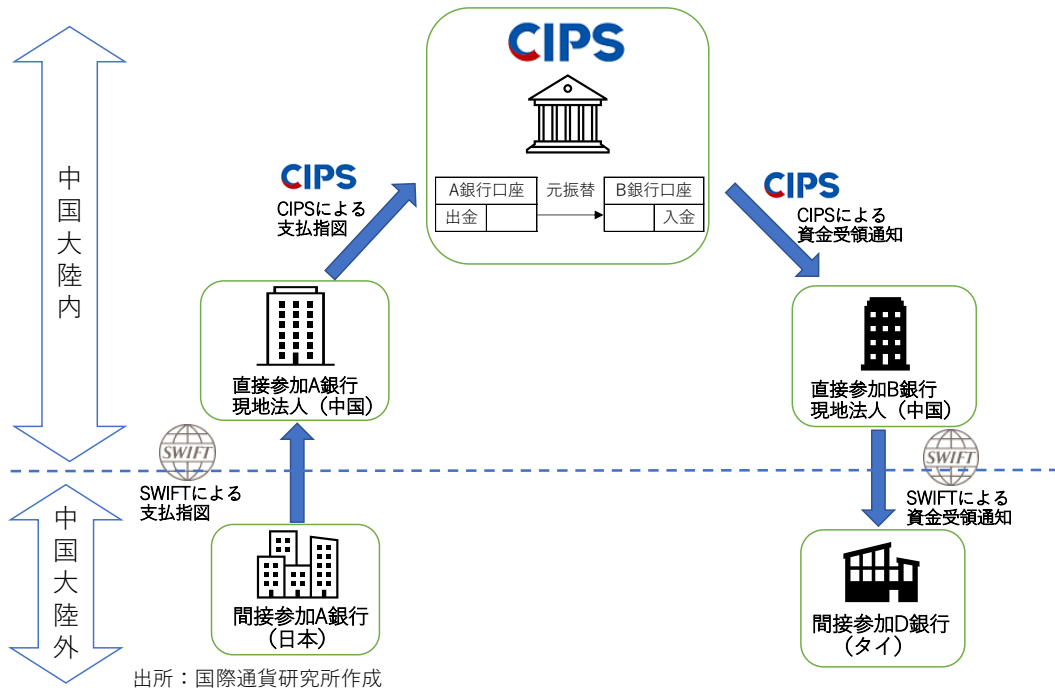
こうした状況下、SWIFT ネットワークとは別のクロスボーダー決済システムに注目が集まっている。ロシアは 2014 年のクリミア半島併合の際、欧米による SWIFT からの排除の示唆があったことをきっかけに、独自の決済システムである SPFS（Financial messaging system of the Bank of Russia）を構築している。ロシア中央銀行ホームページによると、約 400 の国内外金融機関が加盟しており、SWIFT メッセージや ISO（国際標準化機構）による国際標準金融通信メッセージ（ISO20022）⁵などを利用可能、24 時間 365 日稼働など、相応の機能、サービスを提供しているようである。また、中国では、人民元のクロスボーダー決済システム CIPS（Cross-border Interbank Payment System）が 2015 年 10 月から稼働している。中国が CIPS を導入した背景は、従来から稼働する国内銀行間人民元決済システム CNAPS（China National Advanced Payment System）では、SWIFT では対応できない中国語メッセージであること、稼働時間が中国時間のみといった制約などから、SWIFT を経由した処理にも対応し、人民元のクロスボーダー取引を安定的にかつ効率的に処理すること目指したものである。CIPS は、人民元決済の中心を担う直接参加銀行（CIPS に口座を保有）と、直接参加銀行に決済を委託する間接参加銀行（CIPS に口座を保有しない）から構成される。CIPS のホームページによると、2022 年 3 月現在、直接参加行は 76 行、間接参加行は 1,228 行（アジア 946 行（うち中国大陸 542 行）、欧州 169 行、アフリカ 44 行、北米 29 行、南米 17 行、オセアニア 23 行）で、2022 年 3 月時点での 1 日あたりの取扱件数は約 14 千件超、年間取扱ボリューム（2021 年）は 80 兆元（1,520 兆円）と、前年比 1.7 倍の取扱高となっている。海外からの間接参加行は、基本的に国際決済ネットワークの SWIFT を通じて直接参加行に人民元決済を委託するケースが多い⁶ことから、CIPS の参加者を増やすために、世界最大のネットワークである SWIFT との連携が重要となっている（図表 1 参照）。

SWIFT を介さない場合の短期的な代替決済手段については、FAX や E-mail などの手段が考えられるが、これらの方式は大量の送金事務や、マネーロンダリングの確認や本人確認などがマニュアルとなりリスクが非常に高く、制裁銀行の増加に伴い対応が困難となる。よって、独自の決済網である CIPS や SPFS を活用する方式がより現実的な決済手段となろう。CIPS を通じて決済を行う方式では、例えばロシアの銀行が間接参加行となり（2020 年時点で 26 行）中国大陸の直接参加行経由で決済を行う、CIPS の直接参加行である中国工商銀行ロシア現地法人経由で決済を行う、ロシアの金融機関が

⁵ ISO20022 は金融通信メッセージの国際標準。ISO によって 2004 年に導入された。全ての金融通信に同じ“言語”を利用、メッセージフォーマットを標準化し相互運用性を高める。詳細は[筆者レポート](#)参照。

⁶ 間接参加行が SWIFT を利用せずとも直接参加行経由で CIPS にて送金することも可能。例えば、香港在住の銀行が中国大陸の直接参加行の香港支店に保有する人民元口座から、直接参加行が接続する CIPS を利用して中国国内に送金できる。

図1. CIPS概念図



CIPS の直接参加行となる、といった方式が考えられる。また、現地の情報によると、SPFS に海外の金融機関が直接接続することも技術的に可能とのことで、SPFS を通じて西側諸国の金融機関がロシアの金融機関と直接決済するルートも考えられる。さらに、ロシアが SPFS と CIPS を連携することを検討していると報道されており、実現すれば両システムの参加行同士で決済が可能となる。しかしながら、これらの方式はあくまでも理論的なものであり、さまざまな課題がある。グローバルで 11,000 行が接続する SWIFT に比べて、両システムとも参加行が非常に少なく、特に SPFS はロシアや旧ソ連以外の国の加盟行が数行程度と、まだ海外金融機関との決済に使える状態にない。また、CIPS や SPFS は基本的に人民元やロシアルーブルの決済を取り扱うシステムであり、米ドルやユーロなどの他通貨の決済は現時点では対応していない。仮に対応が可能となった場合においても、金融制裁の強化により、各国がドル、ユーロなどのメジャー通貨の取引を停止すれば、いずれの決済ルートでも決済ができなくなる。人民元やルーブルでの決済においても、人民元は資本規制、送金時の実需確認といった規制の問題、ルーブルは流動性低下による調達難⁷という問題がある。そもそも SWIFT にて制裁対象となっている銀行に対して、別の手段で決済することが認められるかどうか、という根本的な問題もある。

一方、歴史的に協力関係にあるインドとロシアが SPFS を利用したルピー・ルーブル

⁷ ロシアは天然ガス（今後他商品にも拡大される見込み）の購入代金についてルーブルによる支払いの義務づけを表明（[ロシア産ガス、「ルーブル払い」で大統領令: 日本経済新聞 \(nikkei.com\)](#)）。ガスプロムバンクに口座を開設することで、ドル、ユーロでの決済も引き続き可能となる。ルーブルの流動性が低下している状況下、西側諸国の企業が外国為替市場でルーブルを調達できないことに対する配慮と思われる。

の2国間決済を検討していると報じられている⁸。武器やエネルギー資源などをロシアから多く輸入するインドにとって、ロシアの金融機関がSWIFTから排除されたことで取引に影響が及んでいると思われる。また、フィナンシャルタイムズによると、1970年代から92年までルピーとルーブルの交換制度が施行されていたことや、インドは米国の制裁を受けていたイランとの間で通貨の交換制度により石油を輸入していた実績がある⁹。よって、インド・ロシア間の決済については、SPFSとルピー・ルーブルの通貨交換制度を活用して、SWIFT排除やドル取引停止という制約を回避する展開となるだろう。

また、ビットコインなどの暗号資産も代替手段の候補として挙げられている。しかしながら、貿易や商取引の契約上、暗号資産は基本的に決済条件として利用されていないことに加え、価格変動リスクが大きく、マネーロンダリング上の懸念もあることから、現実的に貿易取引などでの決済通貨には適さない。また、暗号資産も制裁対象として規制が強化されており、本邦でも外為法の改正を検討している。そもそも、プーチン大統領は昨年10月に米ニュース専門局であるCNBCのインタビュー¹⁰において、「エネルギー取引に暗号資産を使うことは、手段の一つではあるが時期尚早」と発言している。これらのことから、西側諸国がさらに金融制裁を強化すれば、SWIFTを利用しない決済手段を活用したとしても、最終的には中露間の人民元やルーブルによる決済、親ロシアの国々とのルーブル取引やインド・ロシア間のルピー・ルーブル決済など、限定的な範囲にならざるを得ないと思われる。

他方、中長期的に見ると、今回の大規模な経済制裁に不満を持つ国々がタッグを組み、CIPSやSPFSなどSWIFTを中心とした国際決済ネットワークとは別のネットワークを活用するだけでなく、今後実用フェーズに移行していく中央銀行デジタル通貨(CBDC)を活用するということが十分に考えられる。特に中国は、北京オリンピックでも実証実験が行われた「デジタル人民元」を活用することで、人民元国際化をさらに推し進めていく可能性がある。現在、中国人民銀行は、香港、タイ、UAEの中央銀行と協働で、中央銀行デジタル通貨クロスボーダー決済の実証実験の取り組みを進めている。また、ロシア中銀は、2月15日付で昨年12月までに「デジタルルーブル」のプラットフォームの試験が成功したとアナウンスしている¹¹。現時点の計画では、2022年中に個人間送金や小売店での決済、金融仲介機関との連携などの試験運用を実施する予定。この状況下で計画通りに進捗するかどうかは分からないが、将来的に中国が推進するデジタル通貨クロスボーダープラットフォームと連携する可能性も十分に考えられる。こうしたSWIFTネットワーク以外の決済網拡充を模索する動きは、将来的に国際決済ネットワークを二分化させ、国際通貨システムの安定を揺るがす可能性もあり、各国当局の動向を注視していく必要があるだろう。

⁸ [Russia Offers SWIFT Payment System Alternative to India for Buying Oil in Rubles - Bloomberg](#)

⁹ [\[FT\]ロシア、インドと通貨交換を検討 決済制裁を回避: 日本経済新聞 \(nikkei.com\)](#)

¹⁰ [CNBC Exclusive Transcript: Vladimir Putin, President, Russia](#)

¹¹ [Digital ruble: start of testing | Bank of Russia \(cbr.ru\)](#)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2022 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>